

伯耆町財政状況
令和4年度当初予算
編成方針・要領説明会資料



令和3年11月

伯耆町 総務課

1 算編成方針

(1) 予算編成の基本方針

令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、政府は経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、様々な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指すため、当面は感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じるとされています。

そのような中、伯耆町は基礎自治体の責務として、子育て支援や高齢者福祉の充実など福祉サービスの提供や住民生活の向上などの事業実施、今後見込まれる公共施設や上・下水道施設、道路、橋梁などのインフラ資産の長寿命化・更新などに備えるためにも、無駄な経費を削減し、財源を捻出しなければなりません。

そこで、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、「全事務事業見直し調査」などを踏まえ、既存事業の「目的」「必要性」「費用対効果」などを再度検証し、特に「目的を達成した事業」や「マンネリ化した事業」については事業を廃止する、または新たな効果を生むために事業を統合するなど、具体的かつ実現性を踏まえた要求となるよう、創意工夫を持って予算編成に取り組んでください。

なお、インフラ資産の老朽化対策や各種事業の懸案事項の処理については、先送りすることなく適切な時期に実施できるよう、財源の確保も含め、十分な検討をお願いします。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの事業が中止、規模縮小となりました。この経験を踏まえ、住民生活に本当に必要な事業のあり方を再考し、前例にとらわれることなく無駄のない予算要求となるよう心がけてください。

(2) 伯耆町の財政状況

1 令和2年度決算状況（一般会計）

区 分	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引 ③ (①-②)	翌年度へ繰り越 すべき財源 ④	実質収支 (③-④)	単年度収支 (ア)-(イ)
令和2年度(A)	90億1,570万円	85億7,576万円	4億3,994万円	1,381万円	(ア) 4億2,613万円	1億5,829万円
令和元年度(B)	75億9,277万円	72億8,937万円	3億340万円	3,556万円	(イ) 2億6,784万円	4,045万円
増減(A)-(B)	14億2,293万円	12億8,639万円	1億3,654万円	△ 2,175万円	1億5,829万円	1億1,784万円

令和2年度の伯耆町一般会計決算は、前年度決算額に対して、歳入では14億2,293万円、歳出では12億8,639万円の増額となりました。

決算額が増加した大きな理由としては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために多くの事業を実施したことが挙げられます。

令和2年度は、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、各世帯へのガソリン等購入助成券や感染予防物品の配付、上下水道料金の減免、学校給食費補助、マスクや消毒液等の備蓄増強、小中学校への空気清浄機設置をはじめとした、地域の実情に応じたきめ細やかな事業を実施しました。

また、これらの事業に先立ち、対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業を実施したことも、決算額を大きく増加させる要因となりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に追われた1年ではありましたが、そのような中でも、乳児家庭保育支援などによる子育て環境の整備、少人数学級実施によるきめ細やかな学習指導体制の整備、学校給食費補助による子育て家庭への経済的支援のほか、町道改良や上・下水道施設のインフラ整備などを引き続き実施しました。

事業の実施にあたっては、国や県からの補助金や各種助成金、ふるさと納税などを積極的に活用するとともに、基金の取り崩しや交付税措置のある財政的に有利な地方債も活用することで、健全な財政運営や将来の財政負担の軽減に努めました。

2 各財政指標の推移（普通会計ベース）

年 度	27	28	29	30	元	2
実質公債費比率	9.8	9.0	8.0	8.4	8.3	7.7

令和2年度の実質公債費比率は、公営企業債の償還額減少に伴い、その財源となる部分の繰出金が減少したことで算定の分子が減少しました。

それに加え、算定の分母となる標準税収入、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額が増加したことで、前年度に比べて0.6ポイント減の7.7%となりました。（単年度6.4%）

比率には改善が見られたものの、今後も新規発債の抑制や交付税措置のある有利な地方債の活用のほか、繰上償還等により適正な公債費管理を行う必要があります。

年 度	27	28	29	30	元	2
将来負担比率	—	—	—	—	—	—

令和2年度においては、充当可能財源等となる充当可能基金や基準財政需要額算入見込額は微減したものの、地方債現在高や公営企業債等繰入見込額等をはじめとする将来負担額が大きく減少したことにより、算定の分子となる部分が減少（前年度比△294,312千円）しました。

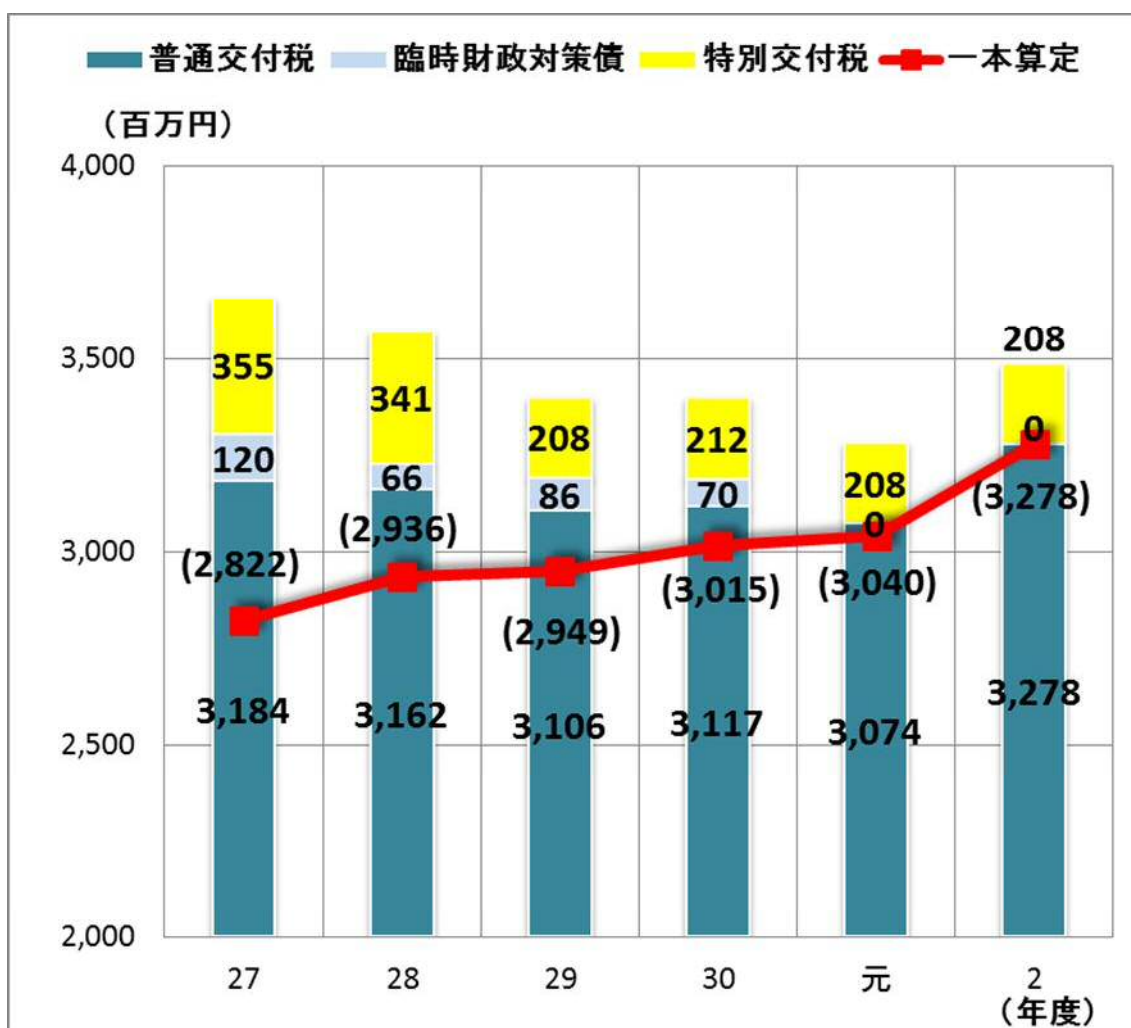
また、地方交付税の増加などによる標準財政規模の増加に加え、元利償還金が基準財政需要額に算入される地方債の償還額が増加したため算定の分母である算入公債費等が増額となったものの、その影響額は小さく、将来負担率は△49.9%（前年度比△4.5ポイント、将来負担比率なし）となり、前年度よりも改善となりました。

3 地方交付税の推移

(単位:百万円)

区 分	27	28	29	30	元	2
地方交付税	3,539	3,503	3,314	3,329	3,282	3,486
普通交付税	3,184	3,162	3,106	3,117	3,074	3,278
(一本算定)	(2,822)	(2,936)	(2,949)	(3,015)	(3,040)	(3,278)
特別交付税	355	341	208	212	208	208
臨時財政対策債	120	66	86	70	0	0
普通交付税＋ 臨時財政対策債	3,304	3,228	3,192	3,187	3,074	3,278

※普通交付税は令和2年度に一本算定化された。

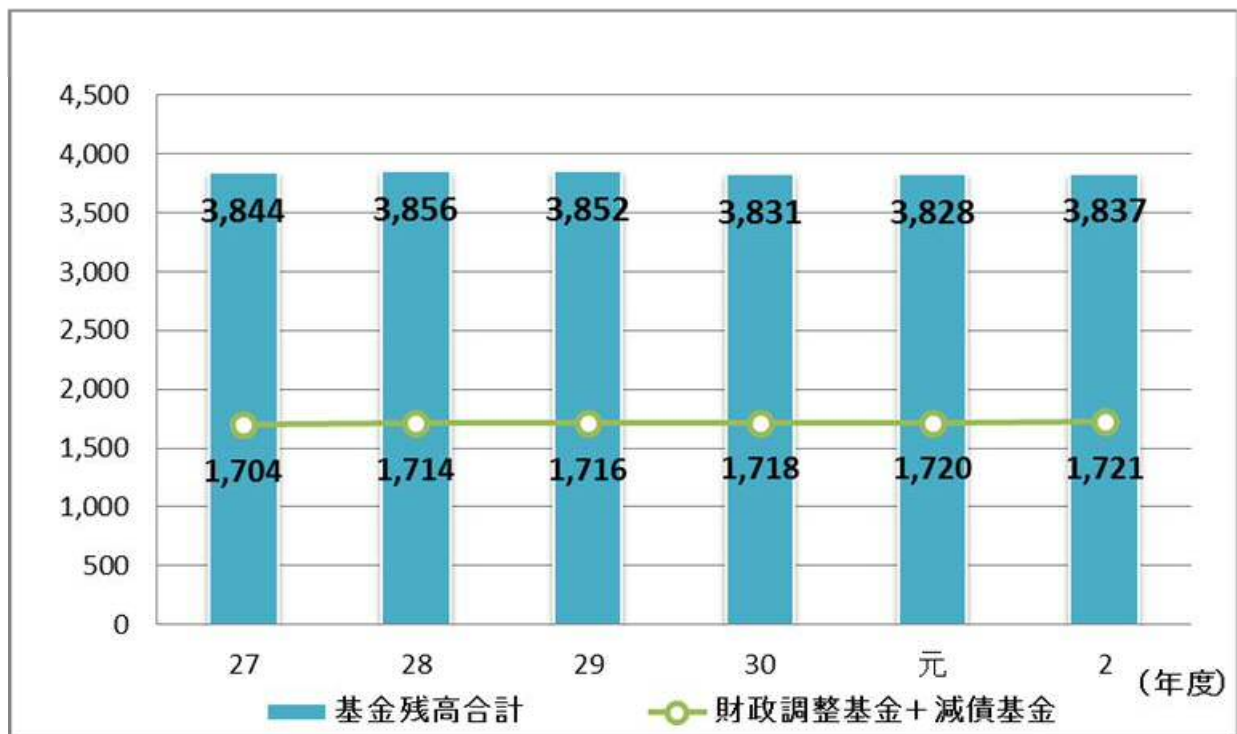


4 地方債残高の推移（一般会計）



- ・令和3年度以降の償還予定額は、令和3年度借入分（当初予算額＋繰越額）を反映させたもの。
- ・令和4年度以降の借入額は未定であるため、償還予定額、年度末未償還額とも未反映となっている。

5 基金残高の推移（一般会計）



2 予算編成要領

(1) 当初予算編成スケジュール

- 令和3年11月8日（月）：予算要求入力開始
- 12月6日（月）：予算要求〆切
- 12月中旬から：各課ヒアリング開始（12月議会終了後に予定）
- 令和4年 1月14日（金）：集落補助分要求 + 追加要求〆切
- 2月上旬：町長査定（予定）

(2) 基本的事項

ア 通年予算の原則

予算は通年予算とし、原則として当初予算要求時には把握が困難なものや制度改正を伴うもの、災害関係経費など、真にやむを得ないもの以外については、年度途中の増額補正は認めませんので、安易に補正予算を見込まず、通年予算として要求を行ってください。

イ 国・県の動向について

予算要求時点では国の予算・地方財政計画等は未確定のため、制度改正等が明確になっているものを除き、現行制度を前提に予算編成を進めるものとします。

各課においては国・県の動向について積極的な情報収集に努めたうえで、適正な予算要求を行ってください。

ウ 追加要求期限の設定

国の動向等が不透明なものは、原則、現行制度により要求をしてもらいますが、住民生活に直接影響があるもので、その後、国の動向が明らかになったものについては“追加要求期限”を設定し対応することとします。

【追加要求期限】令和4年1月14日（金）午後5時

(3) 個別事項

ア **歳入**については、国・県・民間等の有利な補助制度を活用すること。

また、町税・利用料・使用料等にあつては、課税客体の確実な把握や徴収強化を図り、自主財源の確保に努めること。

イ **扶助費**については、不用額が肥大しないよう国・県の制度改正の内容を十分把握し、近年の実績等を考慮（決算分析の際には、突発的な事象は除く）のうえ、的確な見込みを行い、また、対象者の見直し等細部にわたって徹底した検討を行い要求すること。

ウ **維持管理費（光熱水費、燃料費、通信運搬費）**は、過去のデータ管理を徹底し、状況に応じて、必要な額を適切に見込むこと。（過大に見積もらないこと）

なお、過去の実績の平均値を根拠とする場合には、特殊事情（漏水など）は除いて算出すること。

エ **維持補修費**については、施設の現状を把握し、緊急度等を十分精査・検討し、当該年度に補修等が必要と認められるものについて適正な額を要求すること。

※補正は、年度中途に生じた原因による緊急性のあるもの以外は認めない

オ **委託料**については、改めて委託業務の内容を見直し、長期継続契約・業種間の一括契約など必要最小限かつ効率化に努めること。

カ **補助金・負担金等**については、目的、事業内容、事業効果等を精査のうえ、必要不可欠なものに限って要求すること。また、交付先に対して積極的に経費縮減努力を促すこと。

交付団体等の決算書において補助金・負担金以上の繰越金がある場合などは、原則として要求を見送るか、事業内容を大幅に見直すなど精査すること。

併せて、単年度で終わる補助事業を除き、複数年にわたるような補助事業を実施する際には、先の決算審査意見書にもあったように補助金交付要綱の制定及び運用実施を適切に図ること。

キ **投資的経費**については、事業の緊急性・必要性・後年度の財政負担等を考慮し、効果的な事業実施を図ること。

また、事業実施にあつては国・県等の補助金を確保するなど、多額の地方債や一般財源を要する事業は十分に検討すること。

ク 町単独事業（集落補助事業）については、原則5か年計画に計上された事業のみとするが、新規事業であっても必要度・緊急性が高いと認められるものについては、各課で十分に精査の上、優先順位をつけ要求を行うこと。

※いずれも、原則当初要求のみ

ケ 一般財源のみの事業については、国・県補助金等利用できるものがないか検討のうえ、ない場合は特に見直しを行い、経費削減に努めること。

コ その他

(ア) 事務用品については、補助事業をあてにすることなく、真に必要な額を適切に見込むこと。

(イ) 食糧費については、原則ボランティアへのものだけとし、報酬、報償費の支払対象者及び職員のものとは認めない。また、昼食が必要なイベント等については午前又は午後のみで開催も検討すること。

(ウ) 加除式の図書については、必要性を再確認し、単行本で用が足りるものやインターネットで閲覧が可能なものは、購読を中止すること。また、学校・保育所などで参考図書やCD等それぞれが同一のものを購入している場合は、共同利用について検討すること。

(エ) 制度的に現時点で把握できないものについては、現行制度で見積りを行い、内容が判明した時点で財政担当と協議の上、要求書の差し替え等を行うこと。

(オ) 広告入り物品の寄附（広告事業）を活用し、経費の削減に努めること。

サ 特別会計・企業会計についても、原則として一般会計に準じるものとする。

独立採算性が原則であるため、事業収入の確保、経営の効率化、経費の有効活用に努め、法令等で負担区分が明確化されているもの及び会計間協議により負担するものを除いては、安易に他会計に依存することのないようにすること。

シ 会計年度任用職員に係る予算については、ノーツデータベース「会計年度任用職員関係」に掲載した資料をもとに要求すること。（ノーツ掲示板「【12/6（月）正午期限】令和4年度当初予算編成資料」に、データベースのリンクを貼付予定）